

アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者募集要領

1 目的

アイラブつくばまちづくり寄附制度（ふるさと納税制度）によるつくば市（以下「本市」という。）への寄附の促進と、地元特産品の販売促進や観光PRなどの地域振興、移住や定住の促進につなげるために、アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者募集要領（以下「要領」という。）を定め、寄附者への返礼品として贈呈する品物やサービスの提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の全ての要件に適合していること。ただし、市長が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 市内に事業所を有する法人、団体及び個人であること。ただし、要領3の(6)の取扱事業者はこの限りでない。
- (2) 申込み時に市税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

3 返礼品の要件

寄附金に係る返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項第2号に掲げる基準に適合するもので、次の条件を満たしている返礼品であること。

なお、総務省からの通知等により、要件に該当しても返礼品が適当でないと認められた場合は、承認されない、又は承認を取り消す場合があります。

- (1) 本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ返礼品であること。
- (2) 市内で生産、製造若しくは加工されているもの、主要な部分に市内の原材料を使用しているもの、又は市内で提供されるサービスのいずれかに該当していること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- (4) 過去1年間の、営業実績があること。
- (5) 飲食物の場合は、出荷後5日以上賞味期限又は消費期限が保証されているこ

と。

(6) 返礼品が宿泊施設又はサービスの利用券である場合は、当該宿泊施設又はサービスの利用券は、市内の宿泊施設であること又は市内の施設内にてサービスが提供されること。

(7) 宿泊施設又はサービスの利用券を提供する場合は、原則有効期限が発行日から2か月以上の利用券を発行すること。

4 返礼品の価格

返礼品の価格は、消費税・梱包代込みで設定すること。

5 業務の委託

本市は、アイラブつくばまちづくり寄附推進に係る業務を、ふるさと納税の業務に精通した民間業者に包括的に委託する。協力事業者は市への返礼品登録と併せて別途委託業者と連携をし、返礼品の登録やホームページ掲載の準備をすること。

6 協力事業者のメリット

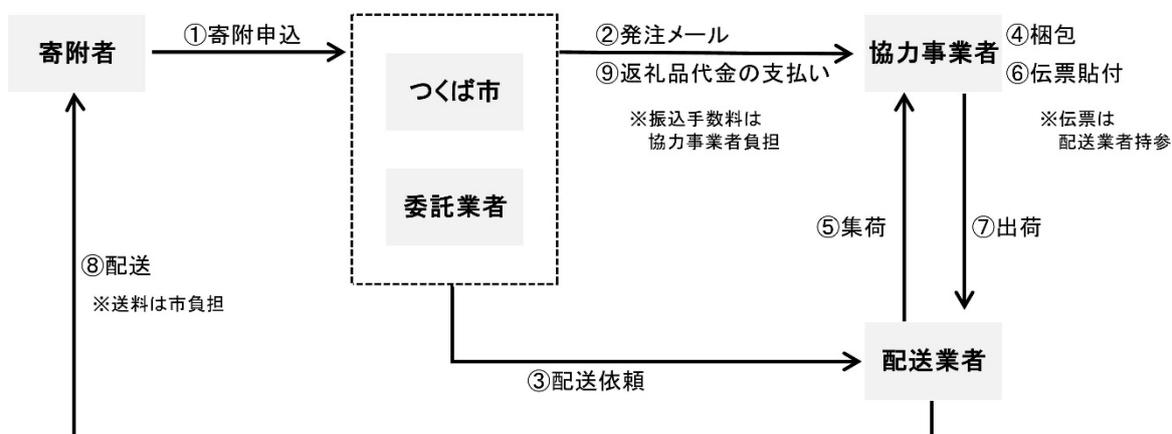
(1) 委託業者が運営するポータルサイトのホームページ等に返礼品の画像、返礼品名、事業者名などが掲載されます。

(2) ふるさと納税パンフレット等において返礼品の画像、返礼品名、事業者名が掲載されます。

(3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

(4) 費用負担は振込手数料（返礼品代金）のみです。送料は市が負担します。

7 委託業者との業務フロー



- ・発注メール受信後：④梱包（返礼品を梱包）
- ・返礼品集荷時：⑥伝票貼付（伝票作成不要）
- ⑦出荷（返礼品を配送業者へ引き渡す）

8 申込方法

随時受け付けています。申請書は事前相談ののち、申込内容ごとに次の必要書類を市長に提出してください。

(1) 新規申請

- ・アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第1号）
- ・返礼品登録申請書（様式第2号）
- ・返礼品が確認できる写真等（4枚程度）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・市税等の滞納がないことの証明書（コピー可）

表1：滞納がないことの証明書の取得先一覧

区分		取得先	備考	
法人の場合 （原則①～② が必要）	法人分	①市内事業所分 （本店名義）	つくば市	
		②本社分	市内	つくば市
			市外	本店所在地
個人事業主 の場合	代表者分	つくば市	つくば市以外に居住している場合は居住地分も取得が必要	

- ・事業者概要（業務の体制等が分かるもの（パンフレット等可））

(2) 更新申請

更新の通知があった日から9月30日までに更新手続きが必要となります。申請書は事前相談ののち、申込内容ごとに次の必要書類を市長に提出してください。

- ・アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第1号）
- ・市税等の滞納がないことの証明書（コピー可）

※表1を参照

- ・返礼品の追加がある場合は、返礼品登録申請書（様式第2号）を提出してください。
- ・返礼品登録内容の変更又は取下げがある場合は、返礼品登録内容変更・取下申請書（様式第4号）を提出してください。

9 返礼品登録内容の変更又は取下げのみの申請

- (1) 返礼品登録内容変更及び取下申請
 - ・返礼品登録内容変更・取下申請書（様式第4号）

10 協力事業者登録内容の変更及び辞退

- (1) 協力事業者登録内容の変更
 - ・事業者名、代表者氏名を変更する場合は、要領8（1）のとおり新規申請をしてください。併せて、変更前の事業者登録内容については、要領10(2)により辞退の申請をしてください。
 - ・所在地（住所）、事業者情報、担当者連絡先等の変更については、市にご連絡ください。
- (2) 協力事業者登録の辞退
 - ・アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第1号）

11 協力事業者及び返礼品の登録の決定及び最終手続

- (1) 市長は、要領8の又は要領9（返礼品登録の取下げを除く。）の又は要領10（協力事業者の辞退を除く。）の申請に対し、承認又は不承認を決定したときは、速やかにアイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書等審査結果通知書（様式第5号）（以下「審査結果通知書」という。）により申請者に通知します。
- (2) 有効期限は、申請のあった日の属する年の翌年の9月30日までとする。ただし、要領8の申請（新規申請に限る。）が1月から9月までに行われた場合は、申請のあった日の属する年の9月30日までとする。
- (3) 審査結果通知書により承認となった場合、事業者は委託業者とホームページ掲載内容の登録手続が必要となります。協力事業者は、指定された書類等を委託業者に提出し、本市が登録内容を確認したのち、ホームページへの掲載となります。

12 協力事業者及び返礼品の登録の取消し

- (1) 市長は、次のいずれかに該当した場合は、この協力事業者及び返礼品の登録の承認の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ア 要領2又は要領3の要件に適合しなくなったと認める場合
 - イ 応募内容に虚偽があった場合
 - ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合
- (2) 市長は、協力事業者及び返礼品の登録の承認の全部又は一部を取り消したときは、アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者募集参加等取消通知書（様式第6号）により、協力事業者に通知します。

13 個人情報の保護等関係法令等の遵守

協力事業者は、アイラブつくばまちづくり寄附推進業務の協力に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守してください。

特に、本市又は委託業者から取得した寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的で使用することができません。ただし、これ以外で取得した個人情報は、この限りではありません。

14 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、積極的に本市のPRを行っていただきます。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、苦情等内容については委託業者へ速やかに報告してください。
- (3) 返礼品発送時の品質等の保証又は寄附者からの苦情等について、本市は一切責任を負いません。
- (4) 協力事業者は、この業務の協力に係る事業者の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 協力事業者の都合で返礼品の履行ができなくなったときは、ただちに市に相談してください。
- (6) 市長は、アイラブまちづくり寄附制度（ふるさと納税制度）の全部又は一部を変更又は廃止する場合、あらかじめ協力事業者へ通知します。
- (7) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協力事業者、市及び委託業者で協議します。

15 問合せ・事前相談・申請書提出先

つくば市政策イノベーション部 持続可能都市戦略室

住 所：つくば市研究学園一丁目1番地1

電話番号：029-883-1111（内線6292 6293）

F A X：029-828-4708

電子メールアドレス：sdgs2030@city.tsukuba.lg.jp

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年8月19日から施行する。